

令和3年度武蔵野市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------------|------------------|
| (1) 年間有収水量 | 16,588,893立方メートル |
| (2) 1日平均有収水量 | 45,449立方メートル |
| (3) 主要な建設改良事業 | |
| ア 石神井川排水区雨水幹線整備事業 | 637,902千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 下水道事業収益		3,105,669千円
第1項 営業収益		2,386,995千円
第2項 営業外収益		718,672千円
第3項 特別利益		2千円

支 出

第1款 下水道事業費用	3,040,160千円
第1項 営業費用	2,859,887千円
第2項 営業外費用	178,272千円
第3項 特別損失	1千円
第4項 予備費	2,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額356,882千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額86,061千円及び当年度分損益勘定留保資金270,821千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	1,083,690千円
第1項 企業債	200,700千円
第2項 出資金	23,571千円

第3項	補助金	34,000千円
第4項	負担金等	825,418千円
第5項	固定資産売却代金	1千円

支 出

第1款	資本的支出	1,440,572千円
第1項	建設改良費	1,088,767千円
第2項	固定資産購入費	669千円
第3項	企業債償還金	330,136千円
第4項	基金積立金	20,000千円
第5項	予備費	1,000千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業	200,700千円	証書借入れ又は証券発行	5.0パーセント以内	借入れの時から据置期間を含め、40年以内の償還とする。ただし、財政その他の都合により、据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利に借り換えることができる。その他償還については、借入先の融資条件に従う。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、営業費用と営業外費用との間における流用と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 職員給与費(186,648千円)については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

令和3年2月24日提出

東京都武蔵野市長 松 下 玲 子